

## 群馬大学医学部保健学科教務部会内規

令和 6. 4. 1 制 定

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部学科会議規程第7条第4項の規定に基づき、群馬大学医学部保健学科教務部会（以下「部会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、保健学科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 卒業に関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項に係る改善に関すること。
- (4) その他学生に関すること。

2 部会は、前項に掲げる事項について、医学科及び保健学科に共通する事項を検討することができる。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 各専攻から選出された教員 4人
- (2) その他部会長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 部会員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、保健学科会議において選出する。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会員以外の者の出席)

第7条 部会が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(会議の報告)

第8条 部会長は、第2条第1項による審議結果を保健学科会議に報告するものとする。

2 部会長は、第2条第2項による検討結果を群馬大学医学部規程第20条に規定する教務委員会に報告するものとする。

(事 務)

第9条 部会の事務は、学務課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、保健学科会議の議を経て、医学部長が行う。

附 則

1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。

2 保健学科教育課程等に関する申合せ（平成16年4月1日制定）は、廃止する。